

「監査報告書の透明化」について

金 融 庁

平成29年10月17日(火)

目次

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(平成28年3月8日).....	1
2. 現行の我が国の監査報告書	4
3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況	6
4. 国際監査基準における監査上の主要な事項(KAM)の文例	15
5. 関係者による意見交換会取りまとめ	19
6. ご審議いただきたい事項	20

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）①

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
（監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示）
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
（コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等）

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
（有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実）
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
（監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等）

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
（監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等）
- 不正リスクに着眼した監査の実施
（監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底）

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
（監査法人のローテーション制度についての調査の実施）
- 当局の検査・監督態勢の強化
（公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等）
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
（品質管理レビュー等の見直し等）

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
（監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等）
- 実効的な内部統制の確保
（内部統制報告制度の運用と実効性の検証）
- 監査におけるITの活用（協会において検討を継続）
- その他（試験制度・実務補習等の在り方の検討）

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）②

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

企業の株主は、会計監査の最終的な受益者であり、株主総会において、監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている。

このような株主の判断が適切に行われるためには、監査役会・監査委員会・監査等委員会（以下「監査役会等」という）による監査人の評価を含め、株主に必要な情報提供が行われることが前提となる。諸外国においてもこのような観点から様々な取組みが行われており、我が国においても、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に取り組み、会計監査の透明性向上に努めるべきである。

会計監査の透明性の向上を通じて、企業の株主によって監査人の評価が適正に行われるようになり、高品質と認められる会計監査を提供する監査法人等が評価され、企業がそのような評価に基づいて監査を依頼するようになることが期待される。これにより、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、そのような監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等を通じて、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環が確立されることが望まれる。

（略）

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）③

(1) 企業による会計監査に関する開示の充実(略)

(2) 会計監査の内容等に関する情報提供の充実

会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきである。(略)

① 監査法人等のガバナンス情報の開示(略)

② 監査報告書の透明化等

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUも本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである。

③ 監査人の交代時における開示の在り方(略)

④ 当局による会計監査に関する情報提供の充実(略)

2. 現行の我が国の監査報告書①(文例)

独立監査人の監査報告書

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 〇〇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表について監査を行った。

経営者の責任 (略)

監査人の責任 (略)

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 (略)

以 上

2. 現行の我が国の監査報告書②(経緯)

監査基準の設定について(抄)

(昭和31年12月25日:大蔵省企業会計審議会中間報告)

監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段である。

従つて、その内容を簡潔明瞭に記載して報告するとともに責任の範囲を明確に記載して意見を表明することは、利害関係人ばかりでなく、監査人自身の利益を擁護するためにも重要である。

過去の経験に^{ちょう}徴するに、監査人は不当に責任を回避するため、あるいは徒らに^{いたず}^{かいじゆう}晦渋な字句を用いて関係者を迷わせ、あるいは必要な記載を省略することが稀ではない。

かくては監査本来の目的を没却し、監査制度の健全な発展を阻害することになろう。それ故、監査報告書の記載要件につき一定の基準を設け、監査人をしてこれを厳重に守らしめなければならない。

監査基準の改訂について(抄)

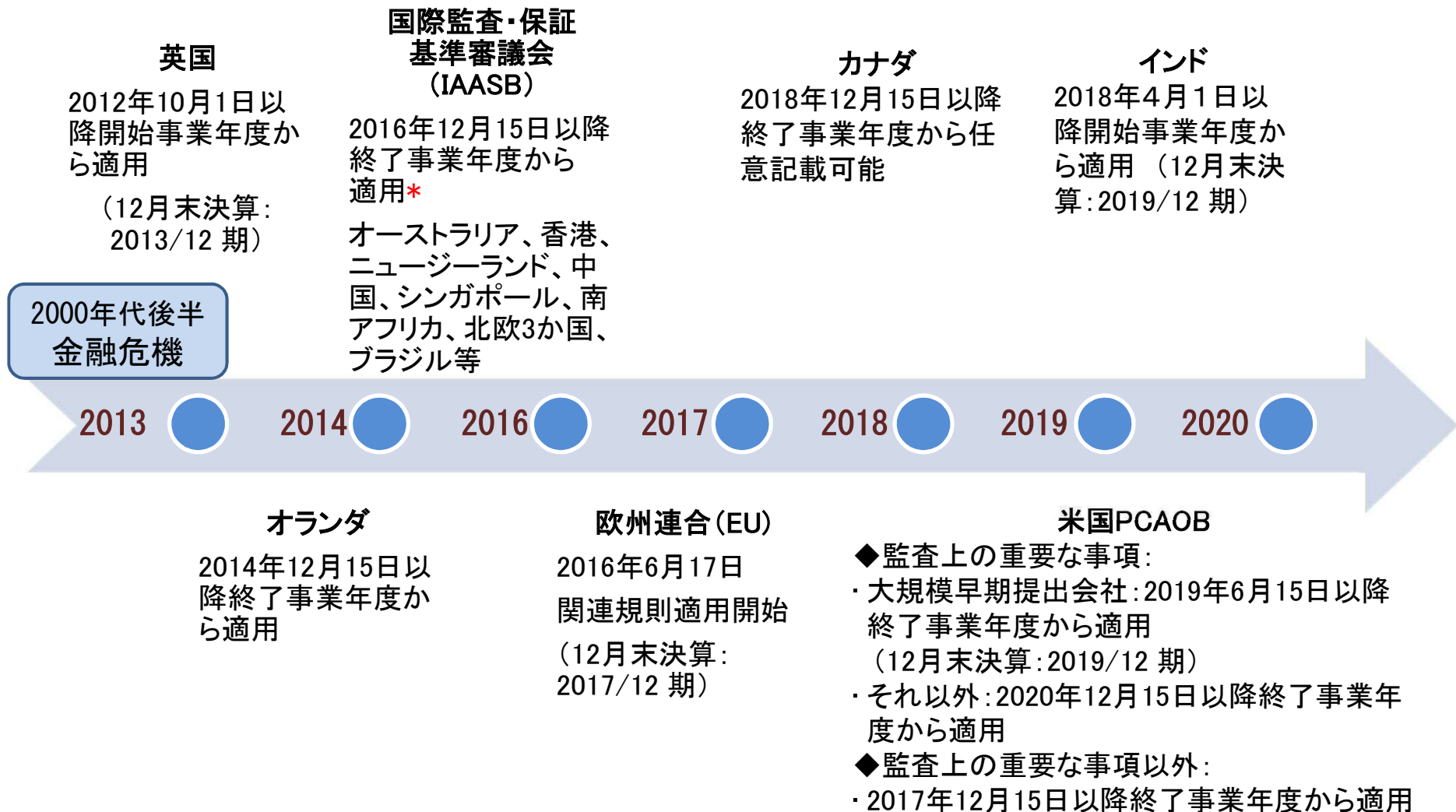
(平成14年1月25日:企業会計審議会)

【追記情報】

本来、意見表明に関する監査人の責任は自らの意見を通しての保証の枠組みの中で果たされるべきものであり、その枠組みから外れる事項は監査人の意見とは明確に区別することが必要である。

このように考え方を整理した上で、財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する場合には、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものとした。

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況①



* 早期適用実例あり:

オーストラリア、スイス、シンガポール、ドイツ、香港、ポーランド、南アフリカ等

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況②

(1) 英国

○ 経緯

- 2011年1月:財務報告評議会 (Financial Reporting Council : FRC) がディスカッション・ペーパー「会社の有効なステュワードシップ:コーポレート・レポーティング及び監査の強化」を公表
⇒ 金融危機の反省から、コーポレート・レポーティングや監査を通じて、取締役会及び監査委員会の有効性を強化するため、取締役会、監査委員会、監査人の報告の拡充を提言
- 2012年9月:コーポレート・ガバナンス・コード改訂
- 2013年6月:監査基準改訂

○ 根拠規定

- 国際監査基準(英国及びアイルランド) (International Standard on Auditing : ISA (UK&I)) 700
「財務諸表に対する独立監査人の監査報告書」(2013年6月4日公表)
⇒ 国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) による国際監査基準 (ISA) 701公表を受け、2016年6月にISA (UK) 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」として改訂

○ 適用対象

- 英国コーポレート・ガバナンス・コード適用会社の監査
⇒ 現在の適用対象はEU規則と同様(いわゆるPublic Interest Entities : PIE (上場企業、銀行、保険会社等))

○ 適用時期

- 2012年10月1日以後開始する事業年度から適用

○ 監査報告書の新たな記載事項

- 監査人が識別し評価した重要な虚偽表示リスクのうち、監査の基本的な方針、監査資源の配分、及び監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたもの
⇒ 現在の記載事項はIAASBのKey Audit Matters (KAM)と同様

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況③

(2) 欧州連合(EU)

○ 経緯

- 2010年10月: 欧州委員会がグリーン・ペーパー「監査に関する施策: 金融危機からの教訓」を公表
⇒ 金融危機を契機として、監査報告書の透明化を含めた法定監査の改革に関する議論を開始
- 2011年11月: 「社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則」の法案を公表
- 2014年6月: EU法として発効

○ 根拠規定

- 社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則(2014年5月27日公布、同年6月16日EU法として発効)
※ 全ての加盟国を拘束し、直接適用

○ 適用対象

- 社会的影響度の高い事業体(PIE)の監査

○ 適用時期

- 2016年6月17日以後開始する事業年度から適用

○ 監査報告書の新たな記載事項(KAM)

- ① 財務諸表の重要な虚偽表示リスク(不正によるものを含む)のうち最も重要であると評価したものの説明
- ② 当該リスクへの監査人の対応の要約
- ③ 該当があれば、当該リスクに関する主な見解
- ④ 上記の情報について、財務諸表に関連する開示事項があれば参照箇所を記載

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況④

(3) 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) ①

○ 経緯

- 2011年5月: コンサルテーション・ペーパー「監査報告の価値の向上: 変更の選択肢の模索」公表
⇒ 金融危機の発生を契機として、監査報告書の記載内容は不十分であり、投資判断に有用でないとの投資家による指摘に対応
- 2012年6月: コメント募集「監査報告書の改善」公表
- 2013年7月: 公開草案公表
- 2015年1月: 最終化された国際監査基準 (ISA) 701 公表

○ 根拠規定

- 国際監査基準 (ISA) 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」(2015年1月15日公表)

○ 適用対象

- 上場企業の監査

○ 適用時期

- 2016年12月15日以後終了する事業年度から適用

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況⑤

(3) IAASB②

○ 監査上の主要な事項 (Key Audit Matters : KAM)

1. KAMの定義

- KAMとは、監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択され、当事業年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要と判断された事項である。

2. KAMの決定方法

- 監査人は、統治責任者にコミュニケーションを行った事項の中から、監査人が特に注意を払った事項を決定する。監査人は、この決定に際し、以下を考慮することが求められる。
 - ・ 重要な虚偽表示リスクが高いと評価された、又は、特別な検討を必要とするリスクが識別された領域
 - ・ 重要な経営者の判断を伴う領域 (例えば、見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積り) に関連する重要な監査人の判断
 - ・ 重要な事象又は取引が監査に与える影響
- 監査人は、監査人が特に注意を払った事項を決定した後、当事業年度の財務諸表の監査において最も重要な事項を、KAMとして決定する。

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況⑥

(3) IAASB③

3. 監査報告書の記載事項

- 監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項のうち、監査の実施上、特に注意を払った事項(「監査上の主要な事項」)の区分において、個々のKAMについて、見出しを付けて記載。
- 個々のKAMについて、次の事項を記載。
 - ① 当該事項をKAMと決定した理由
 - ② 当該事項に対する監査人の対応
 - ③ 財務諸表に関連する開示事項があれば参照箇所

4. 意見不表明等の場合のKAMの記載

- 意見不表明の場合は、KAMの記載を禁止。

○ その他の監査報告書に係る改訂事項

- 監査報告書の記載順序(ISA700)
 - ・ 監査意見を冒頭に記載(従来は後半部分に記載)
- 継続企業の前提に関する記載(ISA570)
 - ・ 重要な不確実性がある場合、独立した区分を設けて記載(従来は追記情報における強調事項の1つとして記載)
- 財務諸表以外の情報に関する監査人の手続(ISA720)
 - ・ 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違の有無について必ず記載(従来は重要な相違がある場合のみ追記情報として記載) 等

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況⑦

(4) 米国①

○ 経緯

- 2007年、米国財務省に「監査職業専門家に関する諮問委員会」が設置され、2008年に同委員会が報告書を公表。これを受けて公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board : PCAOB)で検討を開始。
- 2011年6月:PCAOBがコンセプトペーパーを公表
- 2013年8月:公開草案公表
- 2016年5月:公開草案の修正・再提案
- 2017年6月:最終化(現在、証券取引委員会(SEC)において審議中)

○ 根拠規定

- 米国監査基準「監査人が無限定適正意見を表明する場合の財務諸表監査における監査人の報告書」(2017年6月1日公表、SECにおいて審議中)

○ 適用対象

- SEC登録企業(監査上の重要な事項(Critical Audit Matters: CAM)についてはブローカー、ディーラー等一部企業は適用除外)の監査

○ 適用時期

【CAMに関する記載の追加】

- 大規模早期提出会社(※):2019年6月30日以降に終了する事業年度
 - 上記以外のSEC登録会社:2020年12月15日以降に終了する事業年度
- (※)時価総額7億ドル以上の会社

【上記以外】

- 2017年12月15日以降に終了する事業年度

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況⑧

(4) 米国②

○ 監査上の重要な事項 (Critical Audit Matters : CAM)

1. CAMの定義

- CAMとは、監査人と監査委員会との間でコミュニケーションが行われた、又は行うことが求められた事項であり、かつ、以下の双方に該当する事項
 - ① 財務諸表の重要な勘定科目又は開示に関連していること
 - ② 特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴うこと

2. CAMの決定方法

- 特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴うかの決定に際し、以下の要因を含めた事項を考慮する。
 - 重要な虚偽表示リスク(特別な検討を必要とするリスクを含む)に関する監査人の評価
 - 経営者の重要な判断又は見積り(重要な測定の不確実性を伴う見積りを含む)の適用を伴う財務諸表の領域に関連した、監査人の判断の程度
 - 重要かつ通例でない取引の内容及び時期、並びに当該取引に関連した監査手続き及び判断の範囲
 - 監査手続の適用、又は手続の結果の評価に際する監査人の主観的な判断の程度
 - 必要な監査手続の種類及び範囲、必要な専門的な技能や知識の範囲又は監査チーム外の者に対する専門的な見解の問合せの内容
 - 入手した監査証拠の内容

3. 監査報告書の透明化に関する海外の状況⑨

(4) 米国③

3. 監査報告書の記載事項

- CAMの区分を設けた上で、以下を記載
 - ① CAMの内容
 - ② 監査人がCAMであると判断した主な理由
 - ③ 監査上、CAMに関してどのような対応が取られたか
 - ④ 関連する財務諸表の勘定科目又は開示への参照

4. 意見不表明等の場合のCAMの記載

- 不適正意見及び意見不表明の場合には、CAMに係る規定は適用されない。

○ その他の監査報告書に係る改訂事項

- 監査人の在任期間(当該会社の監査人になった年)に関する記載を追加
- 監査人が企業から独立した立場である旨の記載を追加
- 「監査意見」を監査報告書の冒頭において記載するよう変更
- 監査報告書の宛先を「株主及び取締役会」等とする旨を明確化 等

4. 国際監査基準における監査上の主要な事項(KAM)の文例① (KAMであると判断した理由)

○ 当該事項がKAMであると判断した理由

● のれん

グループは、国際財務報告基準に準拠して、のれんの金額に関して年次で減損テストを実施することが要求されている。20X1年12月31日時点での残高XXは財務諸表において重要であり、したがって、監査上、減損テストの検討は重要であった。また、経営者の評価プロセスは複雑であり判断の度合が高く、様々な仮定が使用されている。特に、[特定の仮定を記載する]は、[国又は地理的領域の名称]における、将来の市況や経済状況に関する予測による影響を受ける。

● 退職給付資産及び債務の評価

グループは、20X1年12月31日現在において、年金資産の積立超過額として[金額]を計上している。退職給付資産及び債務の評価の基礎となる種々の仮定に関する判断は、積立超過額又は不足額を変動させ、グループの配当可能利益の金額に影響するため重要であり、また、当該判断は主観的なものである。経営者は、積立超過額の算定のため、数理計算の専門家からの助言を得ているが、見積りは、長期的なトレンド及び市況に対するグループの予想に基づき行われているため、不確実性が存在している。計算において使用された仮定の僅かな変化が評価額に大きく影響するため、グループが貸借対照表において認識した金額と、実際の超過額又は不足額は、大きく異なる可能性がある。

● 収益認識

[製品の名称]について、販売及びアフターサービスを行った年度に認識する売上及び利益の金額は、個々の長期的なアフターサービス契約が、[製品の名称]の販売契約と関連しているか又は独立しているかの評価によって決定される。契約上の取決めが複雑であるため、会計処理の選択には、その都度重要な判断が伴う。グループが、[製品の名称]の販売と長期サービス契約を、会計上、1つの取決めとして不適切に処理する可能性や、通常、長期サービス契約の利益率は[製品の名称]の販売契約の利益率よりも高いため、そのような処理は売上及び利益の早期計上につながることを考慮し、我々は、監査上、収益認識に重要性があると判断した。

4. 国際監査基準における監査上の主要な事項(KAM)の文例② (監査上の対応)

○ 当該事項に対する監査上の対応

● のれん

私たちは、グループが使用した仮定及び手法(特に、[事業の内容]の売上の成長及び利益率の予想)の評価に際して、評価の専門家を利用した。私たちは、減損テストの結果の感応度が最も高く、よってのれんの回収可能額の決定に最も重要な影響を与える仮定に関する、グループの開示の適切性にも特に注意を払った。

● 収益認識

収益認識を、特別な検討を必要とするリスクであると評価し、収益認識に関する重要な虚偽表示リスクに対応するため、以下を含めた監査手続を行った。

- ・ 内部のIT専門家を利用した、内部統制の運用評価手続の実施。特に、個々の広告キャンペーンの契約条件及び価格決定に関する入力、当該契約条件及び価格データと広告会社との関連する包括的な契約との比較、及び広告対象者のデータとの関連性に関する内部統制に対して実施している。
- ・ 監査人が有する業種に関する知識及び外部の市場データから算定される推定値に基づく、収益及びその認識のタイミングの詳細な分析(推定値との差異の追加的な調査を含む)

● リストラクチャリング引当金及び組織変更

私たちは、費用及び引当金の妥当性及び認識の時期の適切性について、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき評価した。グループが費用及び引当金を認識するための規準は詳細で、また、現地でのコミュニケーションや固有の労働環境の影響を受け、労働組合との合意、個人への通知、又は和解に基づく場合がある。構成単位の監査チームは、当該構成単位に関するリストラクチャリング引当金の認識及び測定に関して、詳細な監査手続を実施した。グループ監査チームは、リストラクチャリング引当金の網羅性及び正確性を、特別な検討を必要とするリスクであると判断し、構成単位の監査チームが実施した手続を査閲し、また、認識の規準について構成単位の監査チームとの討議を行った。本社におけるリストラクチャリング引当金は、グループ監査チームにより監査されている。私たちは、財務諸表において認識されたリストラクチャリング引当金の決定に際し経営者が使用した規準及び仮定は、適切であると判断した。

4. 国際監査基準における監査上の主要な事項(KAM)の文例③ (関連情報への参照)

○ 財務諸表における関連する開示情報への参照

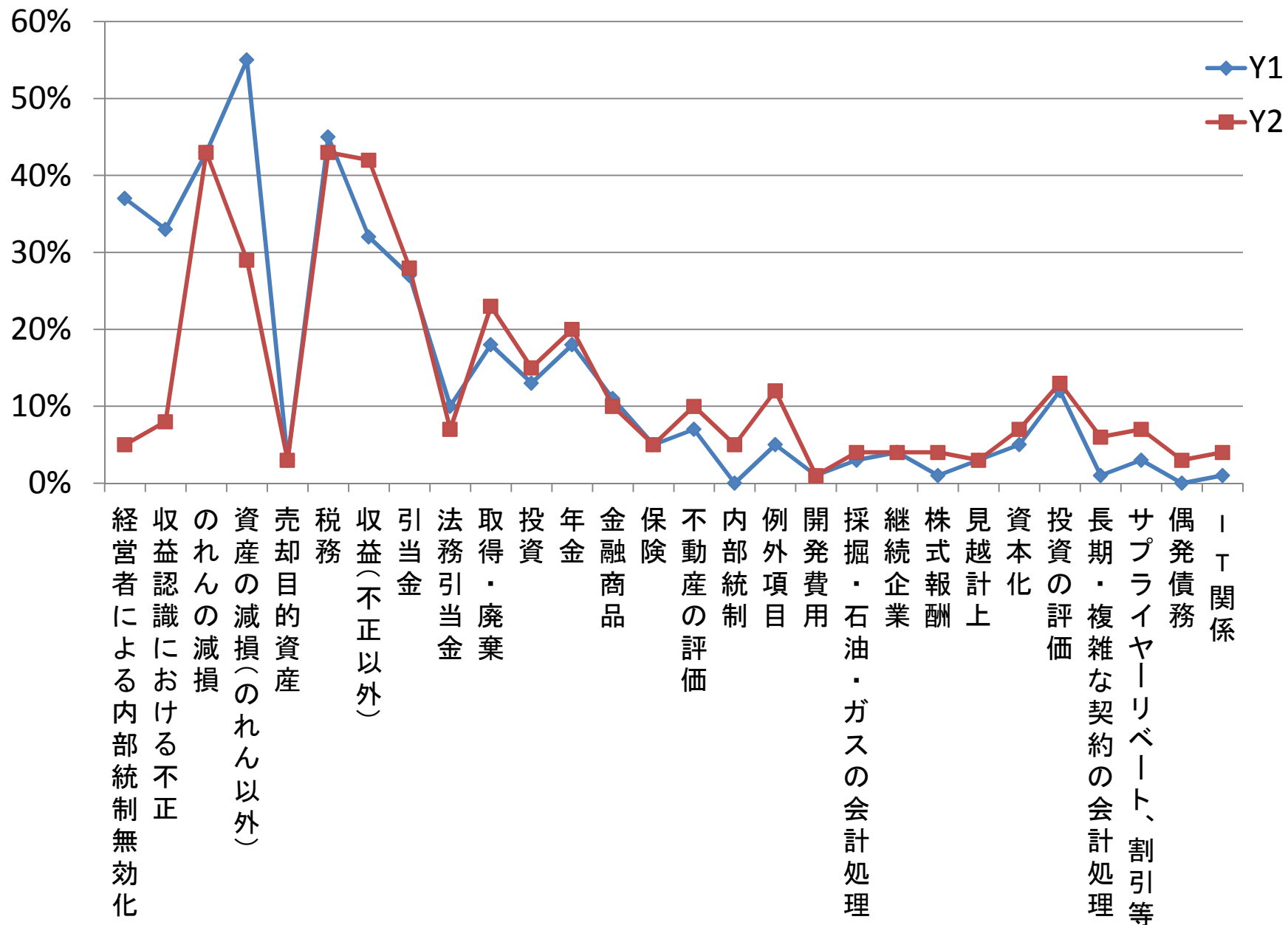
- のれん

のれんに関する会社の開示は注記3に記載されており、使用された主要な仮定の将来における僅かな変化が、のれんの減損を生じさせる可能性があることが具体的に説明されている。

- 金融商品

仕組金融商品に関連する会社の開示は注記5に記載されている。

(参考) 英国企業の監査報告書に記載されたKAMの内容



出典: 英国FRC「長文化した監査報告書: 更なる経験のレビュー」

5. 関係者による意見交換会取りまとめ(平成29年6月26日)

経緯

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受け、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を実施し、議論の取りまとめを公表

議論の概要

【期待される意義・効果】

- ・ KAMに関する情報が示されることにより、監査報告書の情報価値を高め、財務諸表利用者の理解を深める
- ・ KAMの記載が企業と財務諸表利用者の対話の充実を促す
- ・ KAMの記載が監査計画に組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、監査品質の向上につながる

【実務上の課題】

- ・ KAMの選択、記載内容、財務諸表利用者にとって有用な情報となり得るのか
- ・ 監査人及び企業で必要となる手続、KAMについて質問を受けた場合の説明責任
- ・ KAMの開示と企業による開示との関係、調整が必要となる場合に必要となる手続
- ・ 上記手続による追加的な時間

今後の検討の方向

- 我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題
 - ⇒ 企業会計審議会において、実務上の課題についての検討を含め、具体的な検討を進めていくことを期待
 - ⇒ 実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が企業等と連携し、KAMを試行的に作成する取組みが有益

6. ご審議いただきたい事項

- 「監査報告書の透明化」の意義・目的及び留意点
 - 監査報告書における情報提供を充実させていくことに対する評価
 - 現行の我が国の監査報告書(短文式)に対する評価

- 諸外国における監査報告書の見直しに対する評価

- その他

「監査報告書の透明化」について

1. 経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）¹については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会（PCAOB）が「透明化」のための監査基準を公表した。²

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年 9 月から 5 回にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

2. 意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- ・ 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters: KAM）」³）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- ・ また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
 - － 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと
 - － 監査報告書における KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながること

が期待される

といった意見が出された。

¹ 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化（extended）」「長文化」等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016 年 3 月）では、株主等に対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

² 2017 年 6 月 1 日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会（SEC）の承認を経て効力を発生することになる。

³ KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- ・ 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAMとして記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- ・ KAMを含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAMに記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- ・ 監査報告書におけるKAMの開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか⁴
- ・ 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な検討を行っていく必要があると考えられる。

3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAMを試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であると考えられる。

以上

⁴ KAMの記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人がKAMとして記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。